

償却資産(固定資産税対象物件)の申告時期です

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(※)についても課税の対象としています。

法人事業者や個人事業者で償却資産を所有している方は、平成23年1月1日現在の資産状況を平成23年1月31日(月)までに申告をしてください(郵送可)。申告用紙を本年12月中に送付します。

申告書が届かないなど、不明な点がありましたら担当までお問い合わせください。

■申告期間／平成23年1月4日(火)～31日(月)

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

■申告場所／資産税担当



※償却資産…会社や個人が事業のために所有している構造物、機械、器具、備品など。(土地・家屋以外の事業に使うことができる資産で、その減価償却費が法人税又は所得税の所得の計算上、必要な経費に算入されるもの)但し、無形減価償却資産(鉱業権、漁業権、特許権など)や自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除きます。

未登記家屋の所有権移転及び滅失に伴う

申告について

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されます。年の途中で、登記をしていない家屋の所有権移転をされた場合や滅失(取り壊し等)された場合は、速やかに資産税担当まで申告してください。

申告がないと確認ができないため、翌年度も現在の所有者に対して課税することになってしまいますので、忘れずに申告をお願いします。

なお、登記されている家屋の所有権移転や滅失については、法務局へ所有権移転登記や滅失登記を行っていただくことで、法務局から町への通知で把握できるので、申告は不要です。

■提出いただく申告書

所有権を移転した場合…「現に所有している者の申告書」

滅失した場合……………「家屋滅失申告書」(解体業者の解体証明又は領収書など滅失の事実と滅失日が確認できるものを添付ください。)

※申告する方の印鑑が必要です。各申告書は、町ホームページからダウンロードできます。